

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）（支給申請）提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限
(月日)

中途採用計画期間の終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

【事業所名

】

島根労働局職業安定部

No.	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
1			(様式第7号) 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給申請書	
2			(様式第8号) 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）	
3			(様式第9号) 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書	
4			採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等の写し ・中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画届出時に提出している場合は不要
5			雇用契約書又は雇入れ通知書等の写し ・支給対象労働者の雇入れ日及び期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類	
6			支給対象者の雇入れ日から支給申請日までに支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳の写し	
7			支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等の写し	
8			45歳以上支給対象者の雇入れ前の事業所において支払われた賃金を確認できる書類 ・再就職援助計画対象労働者証明書、給与明細等、退職時等の証明、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証 のいずれかの写し	45歳以上の中途採用率拡大の申請をする場合のみ。 対象労働者本人の提出同意がある書類に限る。
9			45歳以上支給対象者について、雇入れ後6か月間の各月の賃金を手当ごとに区分された賃金台帳または船員報酬支払簿もしくはその写し	確認書類6と同様の場合は不要
10			(共通要領様式第1号) 「支給要件確認申立書」	
11			(共通要領様式第1号) 支給要件確認申立書（別紙） 「役員等一覧」	
12			「支払方法・受取人住所届」	新規に助成金を受けようとする場合又は登録済の口座内容に変更がある場合に提出が必要です。 ※原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類が必要です。

※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【RO60701】